

**原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等
および関連する内規（案）に対する当社意見の概要**

1. 総括的意見

意 見 要 旨	
	【効率的審査について】 新規制基準の適合性に関する審査においては、事業者の計画的かつ積極的な安全性向上の取り組みに資するため、効率的な審査となるよう配慮すべき。
	【審査開始の条件について】 平成25年3月19日の原子力規制委員会で示された「新規制施行後の審査等について（案）」においては、「（敷地内破砕帯評価に関しては）原子力規制委員会の一定の見解のとりまとめが審査開始の前提」と示されている。しかし、このような一つの項目（しかも新知見か否か検討段階にある項目）のみをもって審査開始の条件とすべきではない。

2. 個別の規則・ガイド類に対する主な意見

	意 見 要 旨
地 震	耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することを要求しているが、断層等が活動することによるずれ等の影響を考慮し、耐震重要施設の安全性を総合的に評価する考え方が必要であり、より多面的な観点から安全性を高めることになると考えられる。
	審査ガイドは、最新の知見等を踏まえ、科学的・技術的かつ多面的・多角的な視点で確認を行うためにあり、予断をもった表現や特定の学問分野に偏重することなく、真に実効性のある中立・公平的な記載内容であるべき。
設計基準・重大事故	品質保証に関連する用語および要求内容は、実用炉規則に定める品質保証計画の要求を具現化し、承認された規格（JEAC4111-2009）と整合を図るべき。
	火山活動の兆候を把握した場合の対処として、核燃料の搬出が実施される方針を定めることを要求しているが、安全確保の観点から実施すべきではない。また、核燃料の受入れ場所が無いことおよび搬出作業にかかる時間的問題からも、サイト外への搬出は現実的に困難。
	有効性評価に関して、炉心損傷を回避できないシナリオについては、格納容器破損防止対策において評価することについて明記すべき。